基監発 1222 第 1 号 平成 26 年 12 月 22 日

 1
 0
 年保存

 機 密性 2

 平成 26 年 12 月 22 日から 平成 36 年 12 月 21 日まで

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長 (契 印 省 略)

長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底に 当たって留意すべき事項ついて

標記については、平成 26 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 2 号「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底について」(以下「局長通達」という。)により指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 監督対象事業場

- - 時間外労働時間数が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業場であること。
- (2) 局長通達記の2において指示された監督対象事業場は、平成25年4月1日付け基監発0401第1号「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神疾患に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」(以下「脳・心監督内かん」という。)記の1の(1)の事業場であること。
- 2 監督指導に当たっての留意事項
 - (1) 上記1の(1)の事業場については、
 - (2) 上記1の(2)の事業場については、脳・心監督内かんに基づき監督指導を実施すること。
- 3 その他

平成27年度以降の取組については、別途通知することを予定していること。